

MS 決済サービス加盟店規約

MS 決済サービス加盟店規約（以下「本規約」という。）は、マーチャント・サポート株式会社（以下「当社」という。）が提供する各種サービスの申込みおよび利用に関し、当社と加盟店（本規約第 1 条にて定義する。）との間で締結される加盟店契約（以下「本契約」という。）に適用される条件を定めるものである。

加盟店等（本規約第 1 条にて定義する。）は、自らが申込み、または利用するサービスの範囲において、本規約の適用を受けることを確認するものとする。

第 1 条 （用語の定義）

本規約に使用する用語の定義は、以下の別表「用語の定義一覧」に記載のとおりとする。

第 2 条 （加盟の申込みおよび登録）

1. 申込者は、原規約および本規約を遵守することに同意したうえで、加盟審査に必要な情報を記入した加盟店申込書および申込関連資料を当社に提出することにより、決済サービス提供会社および当社に対して加盟を申込みものとする。申込者は、申し込みにあたり、決済サービスを利用する施設または店舗を指定し届け出るものとし、加盟店申込書が当社に提出された時点で、当社は申込者が原規約および本規約に同意したものとみなし、申込者はこれに異議を唱えないものとする。
2. 当社もしくは決済サービス提供会社は、申込者から提出された加盟店申込書および申込関連資料に基づき加盟審査を行い、その諾否を決定する。当社が申込者の加盟を認めた場合、申込者は加盟店となり、当社との間で加盟店契約が締結される。申込者は、申込みが否決された場合にその理由が開示されないこと、ならびに加盟の諾否にかかわらず、提出された加盟店申込書および申込関連資料の全部または一部が返還されないことをあらかじめ承諾するものとする。
3. 申込者は、以下の各事項が真実であることを当社に対して表明し、確約し、保証するものとする。
 - （1）加盟店申込書および申込関連資料に記載された情報に虚偽がなく、正確であること。
 - （2）必要な許認可（業務免許・営業許可・登録・届出等）を取得し、加盟店登録後も継続してこれを維持すること。
 - （3）当社が本契約の締結にあたり申込者に対して条件を付した場合、その条件に従うこと。
 - （4）本規約第 25 条（加盟店による第三者への業務の委託）を遵守すること。
 - （5）本規約第 26 条（当社による加盟店の管理および調査）および第 27 条（是正改善計画の策定と実施）を遵守すること。

- (6) 特定商取引に関する法律に基づく処分(指示・業務命令等)を直近5年間に受けておらず、同法の禁止行為に該当する行為を行っていないこと。
- (7) 消費者契約法違反による敗訴判決を直近5年間受けておらず、同法第4条第2項に規定する行為(ただし書を除く。)を行っていないこと。
- 4. 申込者は、前項の内容に真実性を欠く場合、またはその疑いがある場合、あるいは当該事項に関し会員を含む第三者から苦情が発生した場合には、当社に対して速やかにその旨を申告するものとする。
- 5. 本条の定めは、当社が取次ぎを行う決済サービスに関する加盟申込にも適用され、当該申込みおよび加盟審査に関する詳細は、各決済サービス提供会社の定める原規約に従うものとする。
- 6. 当社は、加盟店に対し当社および決済サービス提供会社のサービスを適切に提供することを目的として、決済サービス提供会社との間で、申込者の情報、加盟店申込書の記載内容、ならびに加盟店およびその決済取引に関する情報(売上データ等を含み、これに限られない。)を共有するものとし、加盟店等はこれにあらかじめ同意するものとする。

第3条(代理権の授与)

- 1. 申込者は、当社が行う決済サービスへの加盟店申込書を提出した時点で、当社に対し、以下に定める事項についての代理権を授与したものとする。なお、かかる代理権の授与は、申込者が加盟店となった後も本契約の有効期間中継続して有効を有し、原則としてその全部または一部を撤回することができないものとする(ただし、重大な事由がある場合を除く)。
 - (1) 原規約に基づき、申込者と決済サービス提供会社との間で締結される決済サービス加盟店契約の申込みおよびこれに付随する一切の行為
 - (2) 加盟店等と決済サービス提供会社との間で発生する各種届出、通知その他一切の連絡事項の取次ぎ
 - (3) 決済取引における以下の請求および取消請求
 - ①与信請求または売上承認請求
 - ②売上請求
 - ③与信請求・売上承認請求または売上請求に関する取消請求
 - (4) 立替払金等を受領した後に取消となった売上債権の決済サービス提供会社への戻入
 - (5) 加盟店が決済サービス提供会社に支払う手数料(名称を問わず、加盟店が決済サービスを利用する際の対価として当該サービス提供会社から請求される金額をいう。)の支払い
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、加盟店の原契約の履行に関連する事項であって、加盟店等と当社が合意し、かつ決済サービス提供会社が承諾したものとする。

2. 前項第(2)号に定める通知およびその他の連絡事項には、以下の内容を含むものとする。
- (1) 決済サービス提供会社が加盟店に対して行う調査、是正、改善または指導に関する連絡、およびこれらに関する加盟店から決済サービス提供会社への報告
 - (2) 決済サービス提供会社による原契約の解除、原契約更新拒絶その他原契約の終了に関する意思表示の受領
3. 本条に定める代理権の授与は、加盟店等と当社との間で別段の合意がある場合を除き、決済サービス提供会社による加盟審査の結果が否決となった場合、または本契約もしくは原契約がいかなる理由であれ終了した場合には、当社から加盟店への通知を要することなく当然に撤回されるものとする。

第4条（決済サービス）

1. 当社は、加盟店に対して次に定める決済サービスの提供または加盟申込の取次ぎを行う。これらの決済サービスは日本国内での利用に限定され、利用の詳細については本規約および原規約の定めに従うものとする。加盟店等は、決済サービス提供会社から利用許諾を得た範囲に限り当該サービスを利用できるものとし、申込みに対し決済サービス提供会社が一部のみの利用を許諾する場合があること、ならびに利用に関し条件が付された場合にはその条件に従うことをあらかじめ承諾するものとする。
- (1) カード決済取引
- ①当社が取り扱うカード決済サービスにおける対象ブランドは、主に VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、Discover、銀聯（UnionPay）となる。
 - ②加盟店が取り扱うカード決済の種類は以下のとおりである。ただし、加盟店がカード会社より取扱いを許諾された場合でも、会員の契約内容により一部利用できない場合があることを確認するものとする。
 - (A) 1回払い販売
 - (B) 2回払い販売
 - (C) 回数指定分割払い販売（3回以上）
 - (D) リボルビング払い販売
 - (E) ボーナス払い販売
- (2) コード決済取引
- ①当社が提供するコード決済サービスにおける対象ブランドは、主に PayPay、楽天ペイ、d払い、AEON Pay、銀聯 QR、Alipay+、WeChat Pay、ならびに Smart Code 対応の各種ブランドである。
 - ②コード決済は1回払いのみとする。
 - ③以下の方法によりコード決済を提供する。

- (A) 会員端末に表示されたコードを加盟店端末で読み取る方式
- (B) 加盟店に割り振られたコードを提示し、会員端末で読み取らせる方式
- (C) その他、コード決済事業者が定め、当社が承諾し、加盟店が採用する方式

第5条（決済サービス利用環境の保持）

加盟店は、当社との間で別途合意がない限り、決済サービスの利用に必要な決済端末、コンピュータ、その他の機器またはハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、その他のシステム、通信回線、その他の通信環境等を、自らの費用と責任において準備し、保守し、かつ常に正常に稼働する状態に維持するものとする。加盟店が当該義務を履行しなかったことにより損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとする。

第6条（決済サービスの不正利用等の防止）

1. 加盟店は、会員から提示されたカードまたはコードの有効性、および提示者本人に不審な点がないか（例：無効なカード・コードの提示、同一時間帯に多数の会員による提示、日常の決済内容に比して異常な数量または金額の決済希望等）について、細心の注意をもって確認を行い、決済サービスの不正利用防止に努めるものとする。
2. カード決済加盟店は、次の各号に該当する場合、提示者に対して決済取引を行わず、直ちにその事実を当社に連絡するとともに、可能な限り当該カードを回収・保管するものとする。
 - ①カード裏面にサインがない場合
 - ②カード裏面のサインと提示者のサインが一致しない場合
 - ③カードから読み取れる情報とクレジットカード会社から提供された情報が一致しない場合
 - ④提示された情報が、提示者の性別、名義、カード発行会社、カード番号等と整合しない場合
 - ⑤同一人物から名義の異なる複数枚のカードが提示された場合
 - ⑥なりすましによる不正利用が疑われた場合
 - ⑦無効なカード（偽造・変造等が疑われるカードを含む）が提示された場合
 - ⑧カードの外観から偽造・変造・模造・破損が明らかな場合
 - ⑨前二項に違反して加盟店が決済取引を行った場合、決済サービス提供会社および当社は、当該商品等代金の全額について加盟店への支払いを行わないものとする。
 - ⑩加盟店は、会員によるカード決済に際し、暗証番号の入力を省略することを原則として認めないものとする。
 - ⑪加盟店は、自己の施設・店舗において不正利用が行われた場合、必要に応じて遅滞なくその是正および再発防止のための調査を自らの費用と責任で実施し、結果に基づき適切な是正・再発防止計画を策定・実施するものとする。また、当該調査および計

画について、当社に対して遅滞なく報告を行うものとする。

3. 当社は、加盟店における決済サービスの利用について多数の不正利用が確認された場合、またはそのおそれがあると判断した場合には、営業時間中に当該施設・店舗に立ち入り、必要な調査を実施できるものとする。
4. 加盟店は、第1項に定める事象または不正利用が発生した場合、必要に応じて所轄警察署へ当該売上に関する被害届を提出するものとする。

第7条（サービスに関する権利の帰属）

決済サービス提供会社およびそのライセンス許諾者に関する決済サービス、ならびにそれに関連する商標、知的財産権その他一切の権利は、当該決済サービス提供会社またはその許諾者に帰属するものとする。また、当社および当社が提供するサービスに関する商標、知的財産権その他の権利は、すべて当社に帰属するものとする。加盟店は、本契約に基づく決済サービスの利用許諾および決済業務の履行により、これらの権利の使用または利用の許諾を受けるものではない。

第8条（決済サービスの内容変更および終了）

1. 加盟店は、決済サービス提供会社または当社が、本契約に定めるサービスの一部または全部について、内容の変更または提供の終了を行う場合があることをあらかじめ承諾し、これにより加盟店に損害が生じた場合であっても、決済サービス提供会社および当社は一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。
2. 前項に定める変更または終了について、当該変更が加盟店に不利益または重大な影響を及ぼさないと当社が判断した場合には、当社は加盟店の承諾を得ることなく変更後の内容でサービスの提供を継続できるものとする。なお、加盟店に重大な影響が生じる場合またはそのおそれがあると当社が判断したときは、対象となる加盟店に対して直接の連絡または当社ウェブサイト上での掲示等、実務上合理的な範囲で通知を行うものとする。

また、決済サービスの利用継続が困難となり、加盟店において当該決済サービスの取り扱いを終了した場合には、当社による当該決済サービスに関する決済業務の提供も当然に終了するものとし、その取扱いについては本規約第40条（加盟店契約終了時の取扱い）の定めに従うものとする。

第9条（決済業務の提供開始の条件）

当社は、加盟店が以下に定めるすべての条件を満たしている場合に限り、当該加盟店に対し決済業務を提供するものとする。

- ①加盟店と決済サービス提供会社との間に、原規約に基づく契約関係が有効かつ適法に存続しており、今後も継続すると認められること。

- ②加盟店の施設または店舗に、決済サービス提供会社のサービスに対応した決済端末が設置され、正常に稼動していること。
- ③加盟店が立替払金の受領先とする金融機関口座を開設済みであり、その正確な情報が当社に通知されていること。
- ④決済サービス提供会社および当社が指定するデータセンターに対して、当該決済端末の使用開始に関する通知がなされていること。
- ⑤当社の単独の裁量による判断において、当該加盟店に対して決済業務を提供することが適当であると認められること。

第 10 条（決済業務の履行）

1. 当社は、加盟店に対して、以下に定める 5 つの決済区分のいずれかにより決済業務を提供するものとする。加盟店が希望する決済区分について申込みを行い、当社がこれを承諾した場合、当該決済区分が加盟店に適用されるものとする。

決済区分	売上データ計上期間 (※ 1)	支払日	銀行休業日の 場合
3 日後決済	毎日	3 営業日後	翌営業日
週次決済	毎週土曜日～翌週金曜日	翌々週の金曜日	翌営業日
月 2 回決済（前半）	毎月 1～15 日	当月末日	前営業日
月 2 回決済（後半）	毎月 16 日～末日	翌月 15 日	翌営業日
月 2 回早期決済（前半）	毎月 1～15 日	当月 20 日	翌営業日
月 2 回早期決済（後半）	毎月 16 日～末日	翌月 5 日	翌営業日
月 6 回決済	五十日～次の五十日の 前日	締日の翌五十日	翌営業日

(※ 1) 売上データ計上期間とは、加盟店がデータセンターに送信した売上データのうち、データセンターの定める締切時間までに当社が受領したデータをもって、当該決済区分における対象期間の売上データとする。

2. 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、支払日に遅延または変更が生じることがあるものとし、加盟店はこれをあらかじめ承諾する。当社は、支払日に変更される場合、当社ウェブサイトへの掲示または電子メール等により加盟店に通知するものとする。
 - (1) 加盟店が使用する決済端末またはネットワーク環境の不具合、あるいはデータセンターへの伝送障害により、当社による売上データの受領に支障が生じた場合。
 - (2) 当社による売上データの確認作業に通常より多くの時間を要する特段の事情がある場合。
 - (3) 年末年始、大型連休その他の長期銀行休業により、通常の支払日に変更された場

合。

3. 当社は、前各項に基づき支払いを行うにあたり、当該支払日における売上データに基づく立替払金の合計額から、加盟店が当社に対して有するすべての債務（手数料、返金、違約金その他一切の債務を含む）の合計額を控除した金額を、加盟店が指定する金融機関口座に振込む方法により支払うものとする。振込手数料の負担については、当社と加盟店との間で別途定める。
4. 以下に該当する取引については、第 1 項に定める決済スケジュールにかかわらず、以下のとおり支払日および支払い方法が適用されるものとし、加盟店はこれをあらかじめ承諾する。
 - (1) ボーナス払いによる取引の場合：カード会社から当社への入金日をもって、当社から加盟店への支払日とする。
 - (2) 決済端末を使用せずに行われた取引の場合：カード会社から当社への入金日から起算して 5 営業日以内に支払うものとする。
 - (3) 加盟店が電話により金額変更または返金取消を依頼した場合：カード会社から当社への入金日から起算して 5 営業日以内に支払うものとする。

第 11 条（加盟店売上データ等の到着時期）

1. 原規約に定める取扱いにかかわらず、当社は、売上データが当社に到着した時点をもって、当該売上データに係る売上票、売上集計票および売上情報が、決済サービス提供会社に到着したものとみなすものとする。ただし、売上債権の集計および送付に関する手続は、原規約の定めに従うものとする。
2. 前項に基づき、売上票、売上集計票および売上情報が決済サービス提供会社に到着したものとみなされた後に、当該売上データの金額に訂正が生じた場合には、当該訂正に係る通知が決済サービス提供会社から当社に到着した時点をもって、当該売上債権に係る決済サービス提供会社に対する支払請求が取消され、訂正後の売上データに基づく新たな売上債権に係る支払請求があったものとする。

第 12 条（決済取引の取消し）

1. 加盟店は、会員から申し出があった商品等の購入または利用申込みの取消し、返品、利用の取消し、商品等の変更または商品等代金の訂正等（以下、総称して「取消等」という。）に応じる場合には、当社が定める手続に従い、速やかに当該決済取引の取消依頼を行うものとする。当該取消しは、取引日から 90 日以内に手続がなされ、かつ決済サービス提供会社がこれを認めた場合に限り有効となるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、客観的かつ合理的な事由があると認められる場合に限り、加盟店による決済取引の取消しを拒絶することができるものとする。
3. 当社は、第 1 項に基づく取消依頼を受けた場合、当該売上債権に係る決済業務による支払

いを停止するものとする。既に当該債権に対し立替払金を支払済みの場合には、加盟店は第 14 条（立替払金の返還）の定めに従い、当該立替払金を速やかに返還するものとする。

第 13 条（立替払金の支払い留保および拒絶）

1. 当社は、加盟店が原規約に定める支払いの取消等の事由に該当する決済取引を行った場合、または以下の各号に該当する決済取引を行った場合には、当該取引に係る立替払金の支払を拒絶することができるものとする。
 - （1）決済サービス提供会社が許諾していない決済サービス、決済方法または支払回数により決済取引が実施された場合。
 - （2）売上データの内容に虚偽記載または不備がある場合。
 - （3）本規約に違反して決済取引を行われた場合。
2. 当社は、前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、加盟店に通知のうえ、当該取引に係る立替払金の支払いを留保し、または拒絶することができるものとする。
 - （1）決済サービス提供会社より売上代金の調査依頼を受けた場合
 - （2）当社が、異常売上の疑いがあると判断した場合。
3. 当社は、加盟店から前項の該当取引に関する資料を提出され、調査が完了した場合には、当該立替払金の全部または一部を加盟店に支払うものとする。
4. 前各項に基づき当社が既に立替払金を支払済みである場合、加盟店は第 14 条（立替払金の返還）に従い、速やかに当該金員を返還するものとする。
5. 本条に定める措置により加盟店に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わず、遅延損害金、損害賠償金等いかなる名称であれ、当該立替払金以外の金員について支払義務を負わないものとする。

第 14 条（立替払金の返還）

1. 本規約に定める事由により立替払契約を取り消した売上債権（債権譲渡方式の場合は買戻した売上債権を含む。）に係る立替払金（以下「本立替払金」という。）について、当社が加盟店に対してすでに支払済みである場合、加盟店は当社に対して直ちに本立替払金を返還するものとする。
2. 前項に定める場合、当社は加盟店に対して支払うべき今後の立替払金と相殺することができるものとし、当該立替払金に不足がある場合には、次回以降の立替払金の支払いを留保したうえで、順次相殺に充当することができるものとする。

相殺で返還が難しいと判断した場合、当社は加盟店に別途請求し、加盟店は当社からの請求に基づき、当該金額の残額を一括して支払うものとする。
3. 当社は、加盟店と複数の加盟店契約を有する場合、または実質的に同一の契約者が他の

加盟店契約を有する場合には、当該契約者が保有する全契約に係る立替払金から相殺を行うことができるものとし、この場合にも前各項の定めを準用する。

4. 前項の適用にあたり、当社は必要に応じて加盟店に対し契約者情報に関する照会を行うことができ、加盟店はあらかじめこれに同意するものとする。
5. 決済サービス提供会社が加盟店に対して負担する売上債務が相殺により消滅した場合、当社は当該相殺後の残額をもって支払いを完了したものとする。

第 15 条（決済手数料）

1. 加盟店は、当社に対し、決済業務の利用にかかる手数料（以下「決済手数料」という。）を支払うものとする。
2. 決済手数料は、決済取引ごとの商品等代金に、加盟店と当社が別途合意する料率を乗じて算出され、算出された数値は端数切り上げるものとする。
3. 前項算出された手数料は以下のいずれかの方法により支払うものとする。
 - （1）第 10 条（決済業務の履行）に定める各支払日において、立替払金から差し引く方法。
 - （2）当社の請求に基づき、当社指定の金融機関口座へ振込む方法。
4. 前項第（2）号の方法により支払う場合において、当該振込手数料は、加盟店と当社との間に別段の合意がある場合を除き、加盟店が負担するものとする。

第 16 条（決済業務の内容変更および終了）

1. 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、加盟店に対して直接連絡または当社ウェブサイト上に掲示する等、実務上合理的な範囲で通知を行ったうえで、早期決済業務の一部または全部を中断または停止することができるものとする。ただし、やむを得ない事由により加盟店への事前通知が困難な場合は、この限りではないものとする。
 - （1）天災地変、火災等の災害、またはこれに起因する停電等により、早期決済業務の提供が困難となった場合。
 - （2）戦争、暴動、内乱または当社の責に帰さない労働争議等により、早期決済業務の提供が困難となった場合。
 - （3）前号に起因して各種インフラが遮断された場合、またはその復旧および機器等の修復に時間を要することにより、早期決済業務の提供が困難となった場合。
 - （4）通信事業者の役務提供の停止（定期点検および保守作業の実施、電話回線または通信設備の故障による緊急メンテナンス等を含む。）により、決済サービスの提供が困難となった場合。
 - （5）決済サービス提供会社が自己の裁量により、サービス提供の中断または停止を決定した場合。
 - （6）当社が運営するソフトウェアの不具合が決済サービスに影響を及ぼす等の理由によ

- り、緊急メンテナンスが必要となった場合。
- (7) 決済サービスの不正利用の疑いがあり、決済サービス提供会社または当社が提供の中断または停止を必要と判断した場合。
- (8) 日本国内外における関連法令の制定または改廃により、決済サービスの提供を中断または停止する場合。
- (9) 裁判所または警察等の公的機関より、決済サービスの提供に関する中断または停止の命令（処分、指導等を含む。）がなされた場合。
- (10) その他、前各号に準じる事態が生じた場合。
2. 前項各号の一が生じたことに起因して早期決済業務の一部または全部が中断または停止した場合、当社は本規約に定める自らの義務を履行できないことについて何ら責任を負わず、加盟店に生じた一切の損害について免責されるものとする。ただし、かかる中断または停止が当社の故意または重過失による場合は、この限りではないものとする。

第 17 条（期限の利益の損失）

1. 加盟店は、加盟店が当社に対して有する債務の支払いについて、一部または全部に遅滞が生じた場合には、当社が請求を行うことにより、当該加盟店は当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとする。
2. 当社は、加盟店が当社に対して有する債権と、加盟店が当社に対して負担する債務とを、その支払期限のいかんを問わず、対当額をもっていつでも相殺することができるものとする。
3. 当社は、前項に基づく相殺を行うにあたり、当社が加盟店に対して相殺の通知を行った日をもって、当該相殺にかかる利息等の算出期間の終期とすることができるものとする。
4. 本条において加盟店または当社が相手方に対して有する債権または債務は、本契約または加盟店と当社との間で締結された他の契約に基づく債権または債務をすべてその対象とするものとする。

第 18 条（支払明細および利用明細）

1. 当社は加盟店に対して、決済業務の対象となる売上債権にかかる支払明細および利用明細を、下表に定める頻度および方法により発行するものとし、加盟店はこれを承諾するものとする。

明細の種類	送付方法	発行手数料
日次明細書	WEB 明細サービス	無償
	電子メール	無償
	郵送	発行不可

日次明細書まとめ (月単位)	WEB 明細サービス	無償
	電子メール	-
	郵送	¥200+消費税/月

2. 前項に定める支払明細および利用明細は、加盟店に対して決済提供会社が直接支払いを行う売上債権には適用されないものとする。
3. WEB 明細サービスにより閲覧可能な支払明細および利用明細は、閲覧当日を含む過去2年以内に発行されたものに限るものとし、本契約が終了または解除された加盟店においても同様とする。
4. 当社は加盟店からの請求に応じて、以下の内容に従い支払明細および利用明細を再発行するものとし、当該再発行は当社が通常用いる方法により行うものとする。加盟店は当社に対して以下の再発行手数料を支払うものとし、当社への登録のない方法による再発行はできない。

明細の種類	経過日数	送付方法	再発行手数料
日次明細書	90 日以内	電子メール	無償
		郵送	再発行不可
	91 日以上	電子メール	再発行不可
		郵送	
月次明細書	90 日以内	電子メール	無償
		郵送	1 か月分¥220(うち消費税額等20円)
	90 日以上	電子メール	再発行不可
		郵送	

第 19 条 (WEB 明細サービスの利用における加盟店の ID およびパスワードの管理責任)

1. 加盟店は、当社所定の手続きを経て WEB 明細サービスの利用を申込み、利用を開始できるものとする。加盟店は当社が付与した ID および初回ログイン時に自ら設定するパスワードを、自己の責任において厳重に管理しなければならない。
2. 加盟店は、当該 ID およびパスワードを、第三者に貸与、譲渡、売買、質入れ、名義変更する等一切の行為をしてはならず、また、第三者に使用させてはならない。当社は、当該 ID およびパスワードを用いて行われた WEB 明細サービスの利用について、当該加盟店による行為とみなし、第三者による不正使用により加盟店に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失がない限り、その責を負わないものとする。
3. 加盟店は、以下の各号に該当する事由が発生した場合、速やかに電気通信事業者、サービス事業者、また当社の指示がある場合はこれに従うものとする。
 - (1) ID またはパスワードが盗難に遭った場合
 - (2) ID またはパスワードが第三者により不正使用されていることが判明した場合
 - (3) ID またはパスワードを紛失した場合

- (4) その他、加盟店が保有する他サービスアカウント等に不正アクセスが確認され、当該サービスに影響を及ぼすおそれがある場合
4. 加盟店は、自ら WEB 明細サービスにアクセスする際に使用する端末（PC、スマートフォン、タブレット等）について、ウイルス対策や不正プログラムの防止措置等、十分なセキュリティ対策を施しなければならない。また、不正な挙動を認識した場合には、速やかに関係各所への連絡を行い、必要に応じてインターネット回線の切断等適切な安全対策を講じるものとする。
5. 加盟店が本条の義務に違反したことに起因し損害が発生した場合、当該損害が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 20 条（加盟店の義務と届出等）

1. 加盟店は、本契約に基づく決済サービス取扱いにおいて、個人情報保護法、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、資金決済法、犯罪収益移転防止法等、適用される全ての法令・政令、規則、ガイドライン（国内外を問わず）を遵守し、違反またはその恐れのある行為をしてはならない。
2. 加盟店は、申込時に届出した事項（名称、代表者、所在地、連絡先、振込口座等）に変更が生じた場合は、速やかに当社へ届け出るものとし、第 22 条（加盟店情報等に変更が生じた場合の通知）に定める方法に従う。
3. 加盟店は、施設または店舗の見やすい場所に当社または決済サービス提供会社指定のクレジット加盟店標識（ステッカー、POP 等）を掲示しなければならない。また、当社から掲示等の協力要請があった場合は協力するものとし、標識の使用は決済サービス提供目的に限るものとする。
4. 加盟店は、善良な管理者の注意をもって決済端末を使用・保管し、クレジットカード情報を保持しない方式の端末を使用し、追加・変更・撤去時には事前に当社およびカード会社の承諾を得るものとする。
5. 加盟店は、以下の各号に該当する場合、またはその恐れがある場合には、速やかに当社へ申告しなければならない。
 - (1) 営業に必要な許認可を喪失した場合
 - (2) 第 2 条第 3 項第 6 号または第 7 号該当事由が新たに生じた場合
 - (3) 第 23 条・第 24 条で規定する情報管理体制が未構築、または維持できなくなった場合
 - (4) 第 25 条で定める委託体制が未構築、または維持できなくなった場合
 - (5) 第 26 条・第 27 条で定める調査体制が未構築、または維持できなくなった場合

第 21 条（加盟店の禁止行為）

1. 加盟店は、本契約において、以下の行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 決済サービス提供会社または当社の事前の承諾を得ることなく、決済端末を第三者に

貸与し、または本契約に基づく権利を譲渡し、決済サービスを加盟店以外の者に使用させる行為。

- (2) 決済サービス提供会社または当社に届出をした施設または店舗の住所地以外で決済サービスを利用する行為。
 - (3) 決済サービス提供会社または当社のウェブサイトに掲載された情報を、無断で転載、複製、引用または改ざんして、自らの広告またはウェブサイト上に掲載する行為。
 - (4) 決済サービス提供会社または当社が提供するインタフェース仕様、安全プロトコルまたは証明書を漏洩または譲渡し、もしくは有償・無償を問わず第三者に提供する行為。
 - (5) 決済サービスに関するソフトウェア、システムまたはプログラムを、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルし、もしくは複製、改変、編集、統合、機能の追加または変更を行う行為。
 - (6) 計画的な倒産または自己破産を行う行為。
2. 加盟店は、決済サービスを利用する正当な権限を有する会員に対し、次に掲げる差別的な行為を行ってはならないものとする。
- (1) 会員が希望する決済サービスによる支払いを拒絶し、現金での支払いを要求する行為。
 - (2) 会員が希望する決済サービス以外の方法で支払った場合、商品等の品質を引き下げる行為。
 - (3) 決済サービスを利用しない場合と異なる代金を請求する行為。
 - (4) 決済取引の取消にあたり、規定の処理を経ずに会員に現金で返金を行う行為。
 - (5) 前各号に準じ、会員に不利または不利益が生じる、またはそのおそれのある決済取引を行う行為。

3. 加盟店は、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

本項において、「加盟店」には、加盟店自身のほか、加盟店の代表者・役員、および当該加盟店契約を締結している個人が代表を務める他の法人・団体を含むものとする。また、当該者が利用を認められたカードまたはコードは、すべて加盟店が利用を許諾されたものとみなす。加盟店の施設または店舗において行われた決済取引について、当社または決済サービス提供会社から求めがあった場合、加盟店は当該取引が本項第（3）号に該当しないことを証明しなければならないものとする。

- (1) 自らが許諾を受けた決済サービスを用いて、自らの施設または店舗において、自らの勘定に関する決済取引を行う行為（いわゆるセルフチャージなど）。
- (2) 通常1件の取引として処理すべき代金を分割し、複数回に分けて決済を行う行為、または複数の決済サービスを用いて決済を行う行為。
- (3) 商品または役務の提供が実際に行われていないにもかかわらず、提供されたように装って決済を行う行為。
- (4) 現金で販売した商品等にかかる債権を加盟店が譲り受け、自らまたは関係者の債権として決済を行う行為。

- (5) 商品等の通常販売価格または合理的に妥当とされる金額を超える金額で決済を行い、その差額を現金または現金に類する手段により会員または第三者に還元する行為。
 - (6) 会員が商品等を第三者に転売し現金化する目的を有していることを知りながら、決済取引を行う行為。
 - (7) 会員が現金取得を目的として決済を行う行為。
4. 会員が提示したカードまたはコードに関する情報をスキミング、撮影、複写、書き写し等により記録・保存し、会員以外の者が当該情報を使用する、またはその助けとなる行為。加盟店は、次に掲げる内容に関する決済取引を行ってはならないものとする。
- (1) 公序良俗に反する取引
 - (2) 必要な許認可を取得していない、または喪失した状態で行う取引。
 - (3) 銃砲刀剣類、麻薬、ワシントン条の対象となる動植物など、法令により禁止された商品の取引。
 - (4) 政治団体または宗教団体への寄付・献金を目的とする、またはそのおそれのある取引。
 - (5) 商品券、印紙、切手、プリペイドカード、回数券、有価証券などの換金可能なものを自社商品として取り扱い、決済サービスを利用する取引。
 - (6) 換金またはマネーロンダリングを目的とする取引、またはそのおそれのある取引。
 - (7) 他人の権利（著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権）を侵害する取引。
 - (8) 消費者契約法に定める取消権が生じる原因となる取引。
 - (9) 決済サービス提供会社または当社が、会員保護に欠けると判断する取引。
 - (10) 紛争または不正利用の発生、または当社・決済サービス提供会社・カード会社の名誉が毀損されるおそれのある取引。
 - (11) 決済サービス提供会社が原規約により禁止している取引。
 - (12) 会員が遵守すべき決済サービス規約等に違反する取引。
 - (13) 前各号に準じ、当社または決済サービス提供会社が不相当と判断する取引。

第 22 条（加盟店情報等に変更が生じた場合の通知）

1. 加盟店は、商号、屋号、代表者、所在地、施設・店舗、連絡先、立替払金の振込先口座その他、本契約申込時に当社へ届け出た事項（以下「届出事項」という）に変更が生じた場合、または次の各号に掲げる事由が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により変更内容を届け出るものとする。
- (1) 申込時に押印した印鑑、ドメイン、主要株主または出資者が変更されたとき。
 - (2) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡その他の組織再編が行われたとき。
 - (3) 施設または店舗の移転、事業の変更または廃止により、決済サービスの利用を休止または廃止することとなったとき。
2. 当社は、前項に基づく届出を行った加盟店に対して、当該届出の受領および社内手続きについて、意思表示または通知を省略しても加盟店に不利益が生じないと判断した場

合には、意思表示または通知を行ったものとみなすことができるものとし、加盟店はこれを承諾するものとする。

3. 加盟店が第1項の届出を行わなかったことにより、当社からの通知や書類の送付または立替払金の振込が延着し、または到着しなかった場合、これらは通常到達すべき時に到達したものとみなすものとする。なお、このことにより加盟店に損害が生じた場合であっても、加盟店は当社および決済サービス提供会社に対していかなる請求も行わず、異議を唱えないものとする。
4. 当社は、第1項の届出が行われていない場合であっても、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該情報を加盟店情報として取り扱うことができるものとし、加盟店はこれに異議を唱えないものとする。ただし、この場合においても、加盟店の届出義務は免除されないものとし、当社は加盟店からの届出がない限り、加盟店情報の変更を行わないものとする。
5. 加盟店は、第1項に定める届出を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

第23条（秘密情報の保持）

1. 加盟店は、本契約の履行に関連して当社が開示する、営業、経営、技術、顧客情報、契約条件、決済取引に関する情報等（以下「秘密情報」という）を秘密として取り扱うものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報にふくまれないものとする。
 - (1) 開示時点で既に公知となっていた情報。
 - (2) 加盟店の責に帰さない理由により公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務なく取得した情報。
 - (4) 当社の開示によらず加盟店が独自に開発したと客観的に立証可能な情報。
2. 加盟店は、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとし、秘密情報の漏洩および紛失を防止するため、必要な管理体制を整備し、役員および従業員に対して秘密保持に関する教育を実施する等、必要な措置を講じるものとする。
3. 加盟店は、秘密情報の漏洩や紛失等が生じた場合、またはそのおそれがあると認められる場合には、直ちに当社に報告するものとする。また、当社の要請により調査に協力し、決済サービスの中断・停止等の措置を求められた場合は、これに従うものとする。
4. 加盟店は、秘密情報の漏洩や紛失等が発生した場合、再発防止に必要な措置を講じ、当社に対してその内容を通知するものとする。また、当社から修正、変更または是正等の指導があった場合は、これに従うものとする。
5. 加盟店の責めに帰すべき事由により秘密情報の漏洩または紛失が発生し、当社に損害が生じた場合、加盟店は当社に対してその損害を賠償するものとする。

第24条（カードまたはコードに関する情報等の機密保持）

1. 加盟店は、本契約の履行において知り得た以下の情報について、秘密として厳重に管理し、漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という）または本契約に定める目的以外の利用（以下「目的外利用」という）を行ってはならないものとする。
 - （1）カード番号（全桁または一部の桁を問わない）
 - （2）カードまたはコードに付帯する会員に関する情報
 - （3）加盟店の手数料率
 - （4）本契約に基づき決済サービス提供会社または当社が加盟店に提供する営業秘密に該当する情報
2. 加盟店は、前項に定める情報について、漏えい等または目的外利用が生じないよう、善良なる管理者の注意をもって取り扱い、以下を含む適切な管理措置を講じるものとする。
 - 管理方法・体制・制度の構築
 - 情報管理システムの整備
 - 社内規定の策定・整備
 - 役員および従業員への教育これらの措置は、割賦販売法に基づく基準およびクレジットカード・セキュリティガイドラインに準じたもの、またはそれと同等の水準とするものとし、必要に応じて内容を変更するものとする。
3. 加盟店は、決済取引の履行において必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き、前項の情報を取り扱いまたは保有してはならないものとする（ただし加盟店控えの一時的な保管を除く）。また、会員に対し当該情報の提供を求めてはならないものとし、利用目的終了後は速やかに当該情報を破棄または消去するものとする。なお、カード加盟店は、磁気ストライプのデータ、暗証番号、セキュリティコードを一切保有してはならないものとする。
4. 加盟店は、前条の情報について、漏えい等または目的外利用が判明した場合、またはそのおそれを認識した場合もしくは合理的にそのおそれがあると判断される事由が生じた場合、直ちに当社に報告し、被害拡大防止のため情報の隔離等の措置を講じるものとする。また、当社が加盟店に対して必要な対応を指示した場合、加盟店はこれに従うものとする。
5. 当社は、前項に定める事案について、事実関係・内容・影響範囲等の調査、発生原因の究明、必要な措置の実施、ならびに当社への報告を加盟店に求めることができるものとする。加盟店は、当社の求めに応じて調査に協力し、調査方法等に関する指示があった場合はこれに従うものとする。また、当社が専門機関によるデジタルフォレンジック調査等を必要と判断した場合、第三者による適切な調査の実施を行うことができるものとする。

6. 加盟店は、前項の調査結果に基づき、漏えい等または目的外利用の再発防止のための措置を策定し、当社の承認を得たうえでこれを実施するものとする。また、事案内容に応じて、事実関係および再発防止策を速やかに公表し、その実施状況を当社に報告するものとする。
7. 加盟店は、第4項の事実を確認した場合、該当する本人に対して速やかに連絡し、または加盟店のウェブサイトに掲示する等の方法により通知を行うものとする。また、決済サービス提供会社および当社は、二次被害の防止および同種事案の再発防止の観点から、当該漏えい等または目的外利用が生じた会員に対して通知し、または事案を公表することができるものとし、加盟店はこれをあらかじめ承諾するものとする。
8. 第4項から第7項に定める調査および対応措置に要する費用は、すべて加盟店が負担するものとする。また、加盟店の責に帰すべき事由により漏えい等または目的外利用が生じ、当社、決済サービス提供会社または第三者に損害が生じた場合、加盟店はこれを賠償する責を負うものとする。なお、本条の定めは、原規約において定める加盟店の責任を免ずるものではないものとする。

第25条（加盟店による第三者への業務の委託）

1. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、決済サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託してはならないものとする。ここでいう「第三者への委託」には、加盟店からの委託を受けた者による再委託以降の一切の委託を含むものとする。
2. 加盟店は、前項に定める業務委託を行う場合、以下の要件を満たす者を委託先として選定し、かつ、当該委託先との間で、本規約において加盟店が負う義務および責任と同等の内容を課した契約を締結したうえで業務を委託するものとする。また、委託先が基準を満たせなくなった場合は、直ちに委託を中止し、または他の委託先へ変更するものとし、新たな委託先への変更または追加を行う際にも、必ず第1項に定める当社の事前承諾を得るものとする。

（委託先が満たすべき基準）

- （1）加盟店が本規約に基づき負うすべての義務および責任と同等の義務・責任を負担する能力を有し、かつこれを維持することができる者であること。
- （2）加盟店が本規約に基づき負う義務を遵守することができる者であること。
- （3）当社が業務委託の承諾に際し条件を付した場合において、当該条件を遵守できる者であること。
- （4）カード番号等を取り扱う業務を委託する場合には、以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ①カード番号等を適切に取り扱う能力を有し、契約期間中これを維持することができること。

- ②カード番号等の管理について、加盟店と同等以上の措置を講じることができ、加盟店の要請に応じて措置の変更に従うこと。
 - ③取扱状況の定期的または必要に応じた確認と、必要な改善を行うなど、適切な指導および監督を行うこと。
 - ④カード番号等の漏えい等または目的外利用が判明した場合、またはそのおそれがあるときは、直ちに加盟店および当社へ報告し、調査・原因究明・二次被害防止措置の計画と実行を行い、その結果を加盟店に報告すること。
- 3. 当社が前各項の定めに基づき、加盟店による第三者への業務委託を承諾した場合であっても、加盟店は本規約に基づき自己が負う義務および責任から免れることはできないものとする。また、業務委託により決済サービス提供会社または当社に損害が生じた場合、加盟店は委託先と連帯してその損害を賠償するものとする。
 - 4. 加盟店は、当社が委託先について承諾を与えた場合であっても、加盟店が本規約に基づき負うすべての義務および責任について免責されるものではないことを確認し、前項と同様に損害が発生した場合には、委託先と連帯して賠償するものとする。

第 26 条（当社による加盟店の管理および調査）

- 1. 加盟店は、当社または当社が適当と判断して選定した者が、加盟店の管理を目的として以下の各号に定める事項に関する調査を行うこと、ならびに決済サービス提供会社の依頼に基づき原規約に定める加盟店に対する調査を行うことについて承諾するものとする。
 - (1) 決済サービスの利用状況および加盟店の業務内容等に関する報告の提出、ならびに加盟店に関する資料の提出を行うこと（この資料には、第 2 条第 3 項（2）に定める許認可関連書類、法人・団体である場合には会社法に基づく計算書類、事業報告書およびその附属明細書等の財務資料を含むが、これに限らないものとする。）
 - (2) 決済サービス提供会社または会員を含む第三者からの申し出に基づく、苦情、紛議、不正利用に関する調査を行うこと。（加盟店は、当社の求めに応じて、情報または資料の提出等による報告を行うものとし、当社による監査を受け入れるものとする。）
 - (3) 前各号に定める調査において、当社または当社が適当と選定した者が、加盟店の営業時間中にその施設または店舗に立ち入り調査を行うことを認めるものとする。
- 2. 加盟店は、前項に定める調査に関連して、当社から二次被害の防止または再発防止のための措置を講じるよう求められた場合には、これに従うものとする。

第 27 条（是正改善計画の策定と実施）

- 1. 当社は、以下の各号に該当する事案が加盟店または第 25 条（加盟店による第三者への業務の委託）に基づき当社が認めた加盟店の委託先において発生した場合、またはそのおそれがあると客観的に判断しうる合理的な事由が生じた場合、加盟店に対して期間

を定めて、当該事案の是正および改善のために必要な計画（以下「是正改善計画」という）の策定および実施を求めることができるものとする。加盟店は、当社の求めに応じて、自らの責任と費用

負担により是正改善計画を策定・実施するものとする。

- (1) 加盟店が第 25 条（加盟店による第三者への業務の委託）または第 24 条（カード又はコードに関する情報等の機密保持）を履行していない場合、または委託先が 24 条（カード又はコードに関する情報等の機密保持）に基づく義務に違反し、もしくはそのおそれがある場合。
 - (2) 加盟店またはその委託先が保有するカード番号等が漏洩・滅失・毀損した場合、またはそのおそれがある場合であって、加盟店が第 26 条（当社による加盟店の管理及び調査）第 1 項第 2 号の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (3) 加盟店が第 21 条（加盟店の禁止行為）に違反し、またはそのおそれがあるとき
 - (4) 加盟店が行った決済取引において不正利用が発生し、第 26 条（当社による加盟店の管理及び調査）に定める当社への報告等の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (5) 前各号に該当しない場合であっても、加盟店の決済取引に関する苦情その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し加盟店への是正措置が法令上義務付けられるとき
2. 加盟店は、前項に基づき策定した是正改善計画について、技術の進展、社会情勢の変化、法令の改正等に応じて、適宜内容を見直すものとする。
 3. 当社が前二項に基づき是正改善計画の策定または実施を加盟店に求めたにもかかわらず、加盟店が計画を策定しない場合、または策定した計画を実施しない場合、もしくは策定内容が是正・改善に不十分であると当社が判断した場合には、当社は加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切な事項（実施時期を含むがこれに限られない）を提示し、その実施を求めることができるものとし、加盟店はこれに応じるものとする。

第 28 条（加盟店情報の収集および利用等）

1. 加盟店等は、当社が必要な保護措置を講じたうえで、加盟店等に関する情報を収集し、以下のとおり取り扱うことについて同意するものとする。当該情報には代表者の個人情報を含むものとし、当社は個人情報の取扱いについて本条の定めに加え、当社ウェブサイトに掲示する個人情報保護方針に従って取り扱うものとする。
 - (1) 加盟店と当社との間における加盟申込の審査、加盟後の管理、決済サービスの適切な利用状況の把握・判断等を目的として、以下に定める加盟店情報を収集し、利用するものとする。
 - ①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名・住所・生年月日・性別・電話番号等、加盟申込時および変更届出時に届出された事項

- ②加盟申込日、加盟承認日、取扱商品、販売形態、業種等の取引に関する事項
 - ③加盟店等による決済サービスの取扱い履歴
 - ④業に必要な許認可等に関する書類に記載された事項
 - ⑤登記簿謄本、住民票、納税証明書等、公的機関から適正かつ適法に取得した情報
 - ⑥電話帳、住宅地図、官報等において公表されている情報
 - ⑦決済サービス提供会社または当社が加盟店契約を認めなかった場合における当該事実およびその否決事由
- (2) 加盟店情報は、以下の目的のために利用するものとする。ただし、②に定める営業案内について加盟店等から中止を申出があった場合、決済サービス提供会社および当社は、業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとする。
- ①決済サービス提供会社または当社が、原規約または本規約その他決済サービスに関連して行う業務
 - ②決済サービスに関する宣伝物の送付、当社または他の加盟店等による営業案内
 - ③新商品、新機能、新サービス等、当社または決済サービス提供会社の事業に関する開発業務
- (3) 決済サービス提供会社または当社が、原規約または本規約に基づき行う業務またはこれに関連する業務を第三者に委託する場合、または第三者と提携して行う場合には、業務の遂行に必要な範囲に限り、加盟店情報を当該委託先または提携先に預託することができるものとする。

第 29 条（加盟店情報の共同利用）

加盟店は、当社が取得する加盟店情報について、本条の定めに従い共同利用されることに同意するものとする。

1. （情報の報告および利用）

当社は、加盟店契約の申込時における審査、契約締結後の加盟店調査、必要な措置、取引継続に係る審査等を目的として、第 2 項第（2）号「共同利用する情報の内容」に定める情報を収集および利用し、当該情報を加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）に報告し、JDM 情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。なお当社を含む）と共同利用するものとする。

2. （共同利用の内容）

（1）共同利用の目的

共同利用は、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会が運用する加盟店情報交換制度（以下「本制度」という。）のもと、以下の目的として行うものとする。

- ・加盟店による利用者保護に欠ける行為の把握および適切な情報共有
- ・カード番号等の適切な管理および不正利用の防止
- ・審査精度の向上、悪質加盟店の排除、クレジット取引の健全化および消費者保護の

推進。

(2) 共同利用される情報の内容

以下に掲げる情報を共同利用の対象とするものとする。

- ①苦情処理のために必要な調査に関する事実および理由
- ②利用者保護に欠ける行為を理由とする個別信用購入あっせん契約の事実および理由
- ③加盟店によるカード番号等の管理に関する調査の事実および理由
- ④割賦販売法に定める基準に適合しない、またはそのおそれがある管理不備に基づき行った措置（契約解除を含む）
- ⑤利用者等に損害を与える行為に関する客観的事実
- ⑥利用者からの申出に基づき、保護に欠ける行為であると判断された情報（疑わしい場合や判断困難な場合を含む）
- ⑦カード番号等の適切な管理を妨げる行為に関する情報
- ⑧行政機関が公表した法令違反に関する事実および内容
- ⑨上記に関連するその他の利用者保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩包括信用購入あっせん業者が、当該加盟店との契約を締結しているクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して、法令に基づき通知した苦情の事実
- ⑪上記各情報に係る加盟店の氏名、住所、電話番号。生年月日（法人の場合は名称、住所、電話番号、法人番号、代表者の氏名・生年月日）。ただし、⑥号における判断困難な情報については、氏名、住所、電話番号、生年月日等は除外するものとする。

(3) 保有期間

上記情報は、登録日から5年を超えない期間、JDM センターにおいて保有されるものとする。ただし、③号および⑦号に関しては、これに対応する④号の措置の完了日または契約解除の登録日を起算点とするものとする。

3. 共同利用者の範囲

共同利用者は、一般社団法人日本クレジット協会の会員であり、かつJDM会員である以下の者とする。

- ・ 包括信用購入あっせん業者
- ・ 個別信用購入あっせん業者
- ・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
- ・ JDMセンター

※ JDM会員は、日本クレジット協会ウェブサイト (<https://www.j-credit.or.jp/>) にて確認できるものとする。

4. お問い合わせおよび開示請求

加盟店情報交換制度に関するお問い合わせおよび開示の請求は、第5項に定めるJDMセンターへ申し出るものとする。

5. 運用責任者

本制度の運用責任者は以下のとおりとする。

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）

所在地：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011（代表）

第30条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店の代表者は、当社が保有する加盟店情報および自己に関する個人情報について、当社に対し開示を請求することができるものとする。
2. 前項に基づき開示された情報の内容が不正確であることが判明した場合、当社は速やかに、当該情報の訂正または削除に応じるものとする。

第31条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

加盟店等が、加盟申込書または決済サービスの追加申込書に必要事項の記載を希望しない場合、または第28条（加盟店情報の収集及び利用等）から第30条（加盟店情報の開示、訂正、削除）までに定める加盟店情報の取扱いについて承諾しない場合、当社は、加盟または決済サービスの追加申込を断ることができるものとする。また、既に契約が成立している場合においても、当社は、本契約の一部または全部を解約し、または決済サービスの一部について取扱いを終了する等の措置をとることができるものとする。ただし、第28条（加盟店情報の収集及び利用等）第1項第(2)号②に定める当社の営業案内に関する中止の申出については、当社は、加盟または決済サービスの追加を断ること、ならびに本契約の解約または決済サービスの一部終了の措置をとってはならないものとする。

第32条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 当社が申込者に対して加盟審査を否決した場合、または加盟店に対して決済サービスの追加を承諾しない場合であっても、加盟申込または追加申込がなされたという事実は、承諾を否決した理由の如何にかかわらず、第28条（加盟店情報の収集及び利用等）に定める目的（ただし、同条第1項第(2)号②に定める営業案内は除く）および第29条（加盟店情報の共同利用）の定めに基づき、一定期間利用されるものとする。
当該情報は、これらの目的以外には利用されないものとする。
2. 当社は、契約終了後においても、法令または当社が別途定める保存期間に従い、第28条（加盟店情報の収集及び利用等）に定める目的（ただし、同条第1項第(2)号②に定める営業案内を除く）および開示請求への対応に必要な範囲に限り、加盟店情報を保有し、利用するものとする。

第33条（反社会勢力の排除）

1. 加盟店等は、自らおよびその役員・従業員ならびに親会社または子会社その他関連会社（その役員・従業員、ならびに実質的に支配関係を有する会社およびその役員・従業員を含む）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、また、将来にわたっても該当しないことを、当社に対して表明・保証し、確約するものとする。

また、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを同様に確約するものとする。

 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）不正な利益を図る、または第三者に損害を加える目的で暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に資金・便宜を供与するなどの積極的な協力または関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - （6）前各号に準ずる関係を有すること
2. 加盟店等は、自らまたはその役員・従業員・関係会社等が、自らまたは第三者を通じて、決済サービス提供会社、当社または会員に対して、以下に定める行為を行ってはならないものとする。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的責任を超えた不当な要求行為
 - （3）脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布、偽計または威力による信用毀損または業務妨害行為
 - （5）前各号に準ずる行為
3. 当社は、加盟店等が第1項または第2項に違反している場合、またはその疑いがあると認めた場合、次の措置を講じることができるものとする。また、加盟店等は、当社がかかる違反または疑いについて調査を行う場合、当該調査に協力するものとする。
 - （1）本契約の締結を拒絶すること
 - （2）本契約に基づく取引を一時的に停止すること
 - （3）当社が取引再開を認めるまで、決済サービスの利用を停止すること
 - （4）加盟店等に対する支払いの全部または一部を保留すること
 - （5）催告を要せず、直ちに本契約を解除すること
4. 加盟店等は、前項に定める調査の結果、違反が認められ本契約が解除された場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対して未払債務があるときは、直ちにその全額を支払うとともに、当社に生じた損害をすべて賠償するものとする。
5. 加盟店等は、本条第3項に定める措置および調査、または本条の定め反したことに

よる本契約の解除により損害が生じた場合においても、当社に対して、遅延損害金、損害賠償金その他名目を問わずいかなる請求も行わず、当社の判断に対して異議を唱えないものとする。

第 34 条（権利義務の譲渡）

1. 加盟店は、本契約により生じる自らの地位又は権利（商品等代金をはじめ、加盟店が当社に対して保有する債権に関する請求権を含みます。）及び義務について、当社の書面による事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡、承継、移転、担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。
2. 当社は、本契約におけるすべての地位又は特定の決済サービスにおける地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。

第 35 条（損害賠償）

1. 当社は本契約の履行に関連して加盟店が被った損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。当社が賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害が発生した日から過去 1 年間に当社が加盟店から受領した決済手数料を上限とする。
2. 加盟店が本規約または原規約に違反し、又は故意若しくは重過失により当社に損害を与えた場合、加盟店は当社に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
3. 加盟店による決済取引に起因し、当社が決済サービス提供会社または会員その他の第三者に対して支払いを行った場合、加盟店は当社に対し、当該支払額を直ちに補償し、当社に損害が生じないように誠実に対応するものとする。
4. 前各項にかかわらず、損害賠償の範囲は、故意又は重過失による場合に限り、相手方が被った直接かつ通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）に限定されるものとし、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。ただし、当該違反が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして自社の責めに帰することができない事由によるものであるときは、相手方は損害賠償請求をすることができないものとする。

第 36 条（遅延損害金）

加盟店が当社に対して支払うべき債務の弁済を怠った場合、加盟店は当社に対して支払うべき日の翌日から完済の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 37 条（免責）

1. 当社は、本契約の履行において当社が加盟店に対して提供するデータ又は情報等に

ついて、内容の真偽、完全性、正確性、適用性、有用性、最新性、確実性、動作性、信頼性、適法性、安全性、第三者の権利を侵害していないことに関して、一切の保証を行わないものとする。

2. 当社は、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、有効性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含み、これらに限らないものとします。）がないこと、また当社のシステム等に対し第三者からの不正アクセスがないことについて、一切の保証を行わないものとする。
3. 当社は、本契約の変更、業務の追加若しくは中断又は廃止、新たな制約等により加盟店に損害が生じた場合であっても、当該変更等が合理的な範囲内で行われたものであり、当社が事前に通知を行った場合には、その責任を負わないものとする。
4. 加盟店情報の変更及び削除、本契約の解除又は解約等により加盟店に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとする。
5. 第 8 条（決済サービスの内容変更および終了）に定める事由のほか、決済端末の動作不良、金融機関の都合、決済サービス提供会社の判断その他当社の責に帰さない事由により決済サービスの全部若しくは一部が提供できない場合、当社は加盟店に生じた損害について責任を負わないものとする。ただし、該当損害が当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではない。
6. 加盟店が本契約の履行において損害を被った場合であっても、かかる損害が当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は加盟店及び加盟店における決済取引に起因して生じた損害について責任を負わないものとします。なお、本規約に別段の定めがあるときはその定めに従うものとする。

第 38 条（解約）

1. 加盟店は本契約の一部又は全部について解約を希望する場合、当社に対して当社所定の方法により解約の意思を届出るものとする。
2. 当社は、当社が確認を行った日を起算日として直前の 1 年間に決済サービスを利用していない加盟店に対して予告することなく本契約を解約することができるものとする。
3. 本条に定める解約に起因して加盟店に生じた損害について、決済サービス提供会社及び当社は一切の責任を免れるものとし、かかる賠償を行わないものとする。

第 39 条（解除）

当社は加盟店が次の各号の一に該当する場合、加盟店に対して催告を要しないで直ちに加盟店契約を解除できるものとします。また、当該解除に起因して当社に損害が生じた場合、加盟店はかかる損害を賠償する責任を負うものとします。

- （1）加盟店が本契約の申込及び本契約期間中に決済サービス提供会社及び当社に対して

行った申告又は報告の内容に誤りがあり、当社が相当の期間を設けて是正を勧告したにもかかわらず、これに応じない場合

- (2) 加盟店が届出た施設又は店舗の所在地に当該施設又は店舗が実在しない等の場合を含み、本契約の申込及び本契約期間中に当社に対して行った申告又は報告の内容に虚偽があった場合
- (3) 本規約第 34 条（権利義務の譲渡）の定めに違反した場合
- (4) 本規約第 20 条（加盟店の義務）を遵守しなかった場合
- (5) 本規約第 21 条（加盟店の禁止行為）に違反した場合
- (6) 本規約第 33 条（反社会勢力の排除）に違反した場合
- (7) 手形又は小切手の不渡りを含む銀行取引停止処分を受けた場合
- (8) 差押え、仮差押え、滞納処分、合併によらない解散、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申立てを受けた場合、若しくは自ら申立てをなした場合、又は租税滞納処分を受けた場合
- (9) 合併又は会社分割又は株式交換若しくは株式移転等、組織の再編により本契約に関連する事業の譲渡又は廃止等が行われ、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
- (10) 加盟店が自らの業に必要な許認可を取得していなかった又は喪失した場合
- (11) 加盟店が監督官庁から営業の取消又は停止処分を受けた場合
- (12) 公序良俗に反する行為があった場合、若しくはそのおそれがあると客観的に認められる事実が生じた場合
- (13) 法令に違反する行為があった場合、若しくはそのおそれがあると客観的に認められる事実が生じた場合
- (14) 当社の運営を妨害する行為があった場合、若しくはそのおそれがあると客観的に認められる事実が生じた場合
- (15) 会員その他第三者からの合理的な根拠に基づく苦情等により、加盟店としての適格性に重大な疑義があると当社が合理的に判断した場合
- (16) 当社又は決済サービス提供会社が、客観的かつ合理的な判断に基づき、加盟店が本契約に適さないと認めた場合
- (17) 前各号のほか、加盟店が原規約及び本規約に違反し、当社が相当の期間を設けて是正を勧告したにもかかわらず、これに応じない場合
- (18) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

第 40 条（加盟店契約終了時の取扱い）

1. 加盟店は本契約の一部又は全部について解約又は解除することにより本契約が終了した場合、かかる決済サービスを利用してはならないものとします。この場合、加盟店は自らの費用負担と責任において、自らの施設又は店舗内に掲示している決済サ

ービスの標識等を直ちに取り外すとともに、当社より交付された決済サービス関係書類及び用具等を当社に返還するものとする。

2. 本契約終了日までに行われた決済取引は全て有効に存続するものとし、加盟店と当社との間で別段の合意をした場合を除き、加盟店及び当社は本規約に従い自らの業務を履行するものとします。但し、加盟店及びカード会社が別途合意した場合はこの限りではない。
3. 前項の定めにかかわらず、加盟店に帰責する事由により本契約が終了した場合、加盟店は当然に期限の利益を失い、当社に対して未払債務がある場合は直ちにその一切を支払うとともに、当社に生じた損害を全て賠償する責任を負うものとする。

第 41 条（本規約の変更）

1. 当社は次に定める事由が生じた場合、加盟店が不当に不利益を被ることが無いように特段の配慮を行ったうえで本規約を改定することができるものとし、加盟店に対して改定後の本規約を直接送付又は当社ウェブサイト上に掲示を行うなどの方法により本規約の改定にかかる通知を行います。また加盟店は、かかる改定に伴い本規約に定めるサービスの利用継続を目的として新たに手続きを行う必要が生じた場合これに応じるものとする。
 - (1) 当社が提供又は取次ぎを行う決済サービスを変更する場合
 - (2) 当社が提供又は取次ぎを行う決済サービス又は早期決済業務のサービス内容を変更する場合
 - (3) 決済サービス提供会社がサービス内容及び原規約を変更した場合
 - (4) 決済サービスに関連する日本国内外の法令において制定又は改廃が行われた場合
 - (5) 本規約に関連する法令及びガイドライン等に変更が生じた場合
 - (6) 前各号のほか、合理的な事由に基づき本規約の改定が必要であると当社が判断した場合
2. 改定後の本規約は、当社が定める施行日から適用されるものとする。施行日が明記されていない場合、当社ウェブサイトへの掲載日をもって施行日とみなす。加盟店が改定後に本サービスを継続利用した場合、加盟店は当該改定を承諾したものとみなす。
3. 前二項の定めにかかわらず、当社は、本条第 1 項に定める改定事由が本規約の趣旨に反しない限りにおいて変更後の内容を本規約に適用するものとし、本規約は適用後の内容で解釈されるものとする。

第 42 条（分離可能性）

本規約に定める全ての条項は、適用ある法令上最大限まで執行可能なものとみなされます。本規約のいずれかの条項又はその一部が法令上無効又は執行不能であると判断された場合、無効又は執行不能とされた規定によらず効力を有する他の条項については無効又は執行不

能であることの影響を受けず、継続して効力を有するものとする。

第 43 条（本規約に定めのない事項）

1. 加盟店は本規約に定めのない事項について、原規約及び取扱規則等に当該事項に関する記載がある場合はかかる内容に従うものとします。また、決済サービスについて本規約と原規約及び取扱規則等の内容に齟齬が生じた場合、早期決済業務にかかわる事項を除き、原規約の定めが優先するものとする。
2. 本規約、原規約及び取扱規則等のいずれにも記載の無い事項又は本規約、原規約及び取引規則等の内容に関する解釈について疑義が生じた場合、加盟店と当社は信義誠実の原則に従い互いに誠実に協議を行い、その解消に努めるものとする。

第 44 条（残存事項）

本契約終了後も、本規約第 23 条（秘密情報の保持）、第 24 条（カードまたはコードに関する情報等の機密保持）の定めは終了日から 3 年間、本規約第 7 条（サービスに関する権利の帰属）、第 16 条（決済業務の内容変更および終了）第 2 項、第 17 条（期限の利益の損失）、第 25 条（加盟店による第三者への業務の委託）、第 32 条（契約不成立時又は契約終了後の加盟店情報の利用）、第 35 条（損害賠償）、第 36 条（遅延損害金）、第 40 条（加盟店契約終了時の取扱い）、第 42 条（分離可能性）、第 43 条（本規約に定めのない事項）、本条、第 45 条（準拠法）、第 46 条（管轄裁判所）の規定は引き続きその効力を有するものとする。

第 45 条（準拠法）

本規約は日本国法に準拠し、解釈されるものとする。

第 46 条（管轄裁判所）

加盟店と当社との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2025 年 7 月 18 制定

別表：用語の定義一覧

項番	用語	定義
1	申込者	当社が提供または取次ぎを行うサービスの利用を目的として、当社に対して加盟の申込みおよび原契約の申込み取次ぎを行う個人、法人または団体であって、当社所定の加盟店申込書にその名称または氏名が記載された者をいう。既加盟店が新たに未許諾の決済サービスに申込み場合も含む。
2	加盟店	申込者のうち、決済サービス提供会社および当社が、いずれも自己の裁量により当該サービスの提供を決定した者をいう。

3	加盟店等	申込者または加盟店およびその代表者を、個別にまたは総称していう。
4	原契約	当社が取次ぎを行う、加盟店と決済サービス提供会社との間で締結される、決済サービスに関する加盟店契約をいう。
5	カード	支払手段として使用されるカード、その他の証票、物品、番号、記号、符号等のうち、当社所定のものをいう。
6	コード	支払手段として使用されるバーコードまたは二次元コードその他の証票、物品、番号、記号、符号等のうち、当社所定のものをいう。
7	クレジットカード会社	会員が保有するクレジットカードを交付し、またはクレジットカード事業を営む会社をいう。
8	会員	クレジットカード会社またはコード決済事業者との間で、当該会社が提供するサービスの利用を認められた者をいう。
9	カード会社	申込者が当社を介してカード決済取引に関する加盟店規約を締結した者であり、当社が指定する会社をいう。
10	コード決済事業者	申込者が当社を介してコード決済取引に関する加盟店規約を締結した者であり、当社が指定する事業者をいう。
11	決済サービス	当社が提供または取次ぎを行う決済手段に関するサービスの総称をいい、本規約において、自らが申込みおよび利用する決済サービスの名称に読み替えて解釈するものとする。詳細は第 4 条に定める。
12	決済サービス提供会社	カード会社およびコード決済事業者を、個別にまたは総称していう。
13	商品等	加盟店が消費者に対して、代金と引き換えに提供する商品、権利、サービスその他これらに類するものをいう。
14	商品等代金	加盟店が消費者に提供した商品等の代金（送料、消費税相当額等を含む。）をいい、会員が決済サービスを利用して支払うものをいう。
15	カード決済取引	加盟店が会員に対して商品等を提供する際、会員からカードの提示を受け、現金を介さずカードで代金を決済する取引をいう。
16	コード決済取引	加盟店が会員に対して商品等を提供する際、会員からコードの提示を受け、現金を介さずコードで代金を決済する取引をいう。
17	決済取引	加盟店において行われたカード決済取引またはコード決済取引を、個別にまたは総称していう。
18	加盟店申込書	申込者が決済サービス提供会社または当社のサービス利用を目的として、本契約および原契約を申込み際、諾否判断のために提供する書面であり、紙または当社指定電子媒体による。
19	申込関連資料	決済サービス提供会社および当社が、加盟可否判断のために申込者へ提出を求める資料の総称。
20	原規約	決済サービスの利用に関連して申込者が決済サービス提供会社と締結す

		る規約等をいう。
21	決済端末	カードまたはコードの有効性確認と決済処理機能を備えた機器で、当社所定のアプリケーションが実装されたものをいう。
22	会員端末	会員が保有し、コード決済事業者のアプリケーションを搭載したスマートフォン、タブレット等の端末をいう。
23	売上データ	決済取引に関する一定の情報であり、日時、手段、金額等を含むものをいう。
24	売上票	加盟店が決済取引に基づき作成する帳票をいい、記載または印字項目を含む。
25	カード番号等	クレジットカードの特定に用いられる情報（カード番号、有効期限、暗証番号、セキュリティコード等）をいう。
26	データセンター	売上データを伝送する拠点であり、当社または決済サービス提供会社が指定するものをいう。
27	商品等代金債権	決済取引の履行により、加盟店が会員から取得する債権をいう。
28	立替払金	決済サービス提供会社が原規約に基づき支払う商品等代金に係る立替金または譲渡代金をいう。
29	決済業務	当社が決済サービス提供会社に代わって加盟店へ立替払金を支払うサービスであり、本規約に基づき提供されるものをいう。
30	WEB 明細サービス	加盟店が当社のウェブサイト上で支払明細または利用明細を閲覧できるサービスをいう。
31	クレジットカード・セキュリティガイドライン	クレジット取引セキュリティ対策協議会策定のガイドラインであり、カード情報保護・偽造防止・不正利用防止に関する基準をいう。